

## 製品安全データシート

### 1. 製品及び会社情報

製品名 PFP プレミアムシリーズ エンジンオイル  
バイク用 10W-40 MA2/SL

整理番号 17374446-190527  
会社名 株式会社カスタムジャパン  
住所 〒577-0814 大阪府東大阪市南上小阪  
9-5  
担当部門 プロダクト部門  
電話番号 06-6634-1739  
FAX番号 06-6634-8239

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

引火性液体	区分外
急性毒性(経口)	区分外
急性毒性(経皮)	区分外
特定標的臓器毒性(単回暴露)	区分外
特定標的臓器毒性(反復暴露)	区分外
急院生呼吸器有害性	区分外
水生環境急性有害性(長期間)	区分外

#### GHSラベル要素

絵表示(シンボル)	なし
注意喚起語	なし
危険有害性情報	なし

#### 注意書き

安全対策 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
保護手袋/保護衣/安全眼鏡/保護面を着用すること。  
眼に入れないこと。飲み込まないこと。  
取り扱い後はよく手を洗うこと。

応急措置 飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。  
飲み込んだ場合:口をすぐ閉め、無理には吐かせないこと。  
眼に入った場合:多量の水で洗顔し、直ちに医師に連絡すること。  
皮膚に付着した場合:多量の水と石けん(鹹)で洗うこと。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

保管 直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。  
一度栓を開けた容器は必ず密栓しておくこと。

廃棄 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則にしたがって廃棄すること。  
不明な場合は購入先にご相談の上処理すること。

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 混合物

成分及び含有量	潤滑油基油	80～90 mass%
	潤滑油添加剤	10～20 mass%
	化学特性(化学式)	特定できない
官報公示整理番号(化審法、安衛法)	企業秘密なので記載できない	
CAS No.	企業秘密なので記載できない	
危険有害成分		
化学物質管理促進法	対象物ではない	
労働安全衛生法	第 57 条の 2 通知対象物 政令番号 第 168 号 鉱油 : 80～90 mass%	
毒性劇物取締法	対象物ではない	

### 4. 応急措置

下記の応急措置を施すとともに、直ちに医師に連絡をとりその指示に従う。

吸入した場合	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸し易い姿勢で休息させること。 嘔吐が自然に生じたときは気道への吸入がおきないように身体を傾斜させる。 水でうがいをする。
皮膚に付着した場合	皮膚を速やかに洗浄すること。水と石鹼で洗うこと。皮膚刺激が生じた 場合や気分が悪い時は、医師の診断、手当を受ける。
目に入った場合	直ちに清水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼球を傷つける恐れがあるのでこすらないこと。(文献 1)
飲み込んだ場合	清水で口内を洗う。(本人の意識がある場合のみ)吐かせないこと。(文献 2) 嘔吐が自然に生じたときは、気道への吸入がおきないように身体を傾斜させる。 気分が悪いときは、直ちに医師の診断をうける。
予想される急性症状及び遅発性症状	飲み込むと下痢、嘔吐する可能性がある。 眼に入ると炎症を起こす可能性がある。 皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。 ミストを吸入すると気分が悪くなることがある。
応急処置をする者の保護	現在のところ有用な情報なし。
医師に対する特別注意事項	現在のところ有用な情報なし。

### 5. 火災時の措置

消化剤	粉末消火剤、一般の泡消火剤、二酸化炭素、砂、噴霧水
使ってはならない消化剤	棒状注水は火災を拡大し、危険な場合がある。
特有の危険有害性	加熱により容器が爆発する恐れがある。火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生する恐れがある
特定の消火方法	火元への燃焼源を断つ。周囲の設備等に散水して冷却する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 火災の種類に応じて適切な消火剤を用いる。
消火を行う者の保護	消防作業の際は風上から行い、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| 人体に対する注意事項、環境に対する注意事項 | 作業の際には、必ず保護具を着用する。<br>1. 河川、下水道等に排出されないよう注意する。   |
| 除去方法                  | 2. 海上の場合、薬剤を用いる場合には運輸省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。<br>3. 周辺の着火源を取り除く。<br>4. 少量の場合は、土砂、ウエス等に吸収させ回収し、その後ウエス等で拭き取る。   |
| 二次災害の防止策              | 5. 大量の場合は、漏洩した場所の周辺にロープを張る等して人の立ち入りを禁止する。漏洩した液は土砂等でその流れを止め、安全な場所に導いた後、できるだけ容器に回収する。<br>6. 海上の場合、オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸収マット等で吸い取る。薬剤を用いる場合には運輸省令定める技術上の基準に適合したものでなければ ならない。 |
|                       | 1. 漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。<br>2. 周辺の着火源を取り除く。   |

## 7. 取扱及び保管上の注意

### 取扱い

#### 技術的対策

1. 指定数量以上の量をとりあつかう場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。
2. 火、火花又は高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。
3. 静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用い
4. 危険物が残存している機械設備等を修理、又は加工する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行う。
5. 容器から取り出す時は、ポンプ等を使用すること。細管を用いて口で吸い上げてはならない。飲まない。
6. 皮膚に触れたり、目に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。
7. ミストが発生する場合は、呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。
8. 容器は必ず密閉する。

「注」エンジン油の場合: 使用したエンジン油に長期間触れた場合、動物実験では、皮膚ガンになる可能性があることが報告されている。

#### 注意事項

石油製品から発生した蒸気は空気より重たいので滞留し易い。そのため、換気及び火気等への注意が必要である。

#### 安全取扱注意事項

1. 常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雜物の混入に注意する。
2. ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。

#### 保管

#### 適切な保管条件

1. 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。
2. 危険物の表示をして保管する。
3. 熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。

保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。

ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。

#### 適切な技術的対策

## 8. 暴露防止及び保護措置

### 設備対策

ミストが発する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。

取扱場所の近くに、目の洗浄及び身体を洗うための設備を設置する。

### 管理濃度

設定されていない(作業環境評価基準 : 厚生労働省告示第369号、平成16年10月1日)

### 許容濃度

日本産業衛生学会(2004年度版) :  $3\text{mg}/\text{m}^3$  (鉱油ミストとして) (文献3)

ACGIH(2004年度版)

時間加重平均 (TWA) 値 :  $5\text{mg}/\text{m}^3$  (鉱油ミストとして) (文献4)

### 保護具

呼吸器の保護具 : 通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を着用する。

手の保護具：長期間又は繰り返し接触する場合には耐油性のものを着用する。  
 眼の保護具：飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。  
 皮膚及び身体の保護具：長期間にわたり取り扱う場合又は濡れる場合には耐油性の長袖作業衣等を着用する。  
 適切な衛生対策 濡れた衣服は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

### 物理的状態

物理的状態、形状、色等	褐色透明液体
臭い	データなし
pH	データなし
融点・凝固点	データなし
流動点	データなし
沸点、初留点及び沸点範囲	250°C以上
引火点	200°C以上 (COC)
爆発範囲	下限：1 容量% (推定値) • 上限：7 容量% (推定値)
蒸気圧	データなし
蒸気密度(空気=1)	データなし
密度(比重)	約 0.869 g/cm³ (15°C)
溶解度	水に不溶
オクタノール／水分配係数	データなし
自然発火温度	データなし
分解温度	データなし

## 10. 安定性及び反応性

安定性	通常の条件では安定。
危険有害反応可能性	強酸化剤との接触を避ける。
避けるべき条件	ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。
混触危険物質	現在のところ有用な情報なし。
危険有害な分解生成物	現在のところ有用な情報なし。

## 11. 有害性情報

急性毒性	経口 ラット LD50 5g/kg 以上 (文献 5 ) 経口 ラット LD50 5000mg/kg 以上 (文献 6 ) 経皮 ウサギ LD50 5000mg/L 以上 (文献 6 ) 経口 LD50 2000mg/kg 以上 (文献 7 ) 経皮 LD50 2000mg/kg 以上 (文献 7 ) 吸入 (ミスト) 区分 4 (シンボル : 感嘆符、注意喚起語 ; 警告 )
皮膚腐食性／刺激性	皮膚腐食性はなし 軽度の皮膚刺激 区分 3 (シンボル : なし、注意喚起語 : 警告 )
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	目に入ると炎症を起こす可能性がある (区分 2B )
呼吸器感作性又は皮膚感作性	呼吸感作性 : 現在のところ有用な情報なし 皮膚感作性 : 現在のところ有用な情報なし
生殖細胞変異原性	区分 2 (シンボル: 健康有害性、注意喚起語 : 警告 )
発ガン性 基油	OSHAによる評価 : 使用している 基油は高度精製基油であり、IARCでは グループ3 に分類 (ヒトに対して発ガン性について分類 できない) (文献 8 ) EUによる評価 : 発ガン性であるとの表示は必要ない。 (文献 8 )
添加剤	現在のところ有用な情報なし
「注」エンジン油の場合	使用したエンジン油に長期間触れた場合、動物実験では皮膚ガン になる可能性があることが報告されている。
生殖毒性	現在のところ有用な情報なし

特定標的臓器／全身毒性（単回暴露） 区分 2（肺）（シンボル：健康有害性、注意喚起語：警告）  
 特定標的臓器／全身毒性（反復暴露） 区分 1（肺、皮膚）（シンボル：健康有害性、注意喚起語：警告）

## 12. 環境影響情報

生態毒性	急性毒性	魚（Lepomis macrochirus）のLL50/96時間 魚（ニジマス）のLC50/96時間 甲殻類（ミジンコ）のEC50/48時間	10000mg/L（文献10） 5000mg/L以上（文献11） 1000mg/L以上（文献12）
残留性／分解性		現在のところ有用な情報なし	
生体蓄積性		高度精製基油のBCF及Log Kowを実測した例はない。個々の成分がそれぞれ固有の値を有するので、基油として測定しても無意味である。基油成分の炭素数から演繹すると、Log Kowは4~6と考えられ、生体に蓄積する可能性はあるが、実際には代謝プログラムにより生体蓄積は緩和されるかもしれない。（文献13）	
土壤中の移動性		現在のところ有用な情報なし。	

## 13. 廃棄上の注意

- 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
- 投棄禁止
- 埋立て処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行例」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。
- 燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼又は爆発によって他に危害又は損害を及ぼす恐れのない方法で行うとともに、見張りの人をつける。

## 14. 輸送上の注意

国内規則	下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。
陸上	消防法：（第4類 第4石油類）（危険等級 III） 容器：危険物の規制に関する別表第3の2 金属製ドラム（250L）、金属製容器（60L）等 「注」容器は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の5に定める容器試験基準に適合していることを自主確認すること。 容器表示 一 危険物の品名、第4石油類、危険等級 III、潤滑油 二（数量） 三 火気厳禁 労働安全衛生法 通知対象物
海上	船舶安全衛生法 非危険物 個別運送及びばら積み運送において
航空	航空法 非危険物
国連分類	国連の分類基準に該当せず
国連番号	該当なし
追加の規制	現在のところ有用な情報なし

### 輸送の特定の安全対策及び条件

- 可燃物なので「火気厳禁」
- 容器が著しく摩擦又は動搖を起こさないように運搬する。
- 指定数量以上の危険物車両で運搬する場合は、総務省令で定めるところにより、当該車両に標識を備える。又、この場合、当該危険物に該当する消火設備を備える。運搬時の積み重ね高さは3m以下とする。
- 第1類及び第6類の危険物及び高压ガストを混載しない。

## 15. 適用法令

消防法	危険物第4類 第4石油類（非水溶性）
労働安全衛生法	通知対象物
海洋汚染防止法	油分排出規制（原則禁止）

化学物質管理促進法	該当なし
下水道法	鉱油類排出規制（5 mg/L）
水質汚濁防止法	油分排出規制（5 mg/L 許容濃度） ノルマルヘキサン抽出分として検出される
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物規制（拡散、流出の禁止）

## 16. その他の情報

### 参考資料

1. ANSI Z 129. 1-2000 American National Standards Institute. (米国国家規格協会)
2. 内藤裕史ほか：新・絵で見る中毒 110 番「潤滑油」（保健同人社）
3. 日本産業衛生学会：許容濃度の勧告（2004 年度）（平成 16 年 4 月 13 日）：産業衛生学会
4. Thresholds Limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices ACGIH ( 2004 )
5. IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATION OF THE CARCINOGENIC RISK OF CHEMICALS  
TO HUMANS; Polynuclear Aromatic Hydrocarbons Part 2: Carbon Blacks, Mineral Oils (Lubricant Base Oils and Derived Products) and some Nitroarenes : VOLUME 33; International Agency for Research on Cancer ( Lyon )
6. Kane, M. L. et al., Am. J. Ind. Med., vol 15 183 ( 1984 )
7. Classification and labeling of petroleum substances according to the EU dangerous substances directive ( CONCAWE recommendation- July 2005 )
8. IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATION OF THE CARCINOGENIC OF CHEMICALS TO HUMANS Overall Evaluation of Carcinogenicity : An Updating of IARC Monographs Volumes 1 to 42 : SUPPLEMENT 7 ; International Agency for Research on Cancer ( Lyon )
9. EU 危険な物質のリスト（第 7 版）危険な物質の分類、包装、表示に関する理事会指令 67/548/EEC の付属書 I - 第 29 次適応化委員会指令 2004/73/EC 対応 -: (社)日本化学物質安全・情報センター（平成 16 年 8 月）
10. Mobil 1 (1984-1991) In-House Company data. Princeton N. J : Mobil Oil CORPORATION
11. Blackman, R. A. A. , et al., Fishers Research Technical Report NO. 39 (1980)
12. Shell, unpublished data.
13. CONCAWE report No. 01/54 environmental classification of petroleum Substances—Summary data and rationale
14. 製品安全データシートの作成指針（改訂版、平成 13 年 10 月）（日本化学会）

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保するための参考情報として取り扱う業者に提供されるものです。

取り扱う業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取り扱い等の実体に応じて適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。

従って、本データシート そのものは、安全の保証書ではありません。